

第1回統計基準部会 議事録

1 日 時 平成 21 年 4 月 15 日（水）16:00～17:50

2 場 所 総務省第2庁舎6階 特別会議室

3 出席者（部会長）大守 隆

（委員）舟岡 史雄、野村 浩二

（専門委員）岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

（審議協力者）内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行

（事務局）内閣府：乾統計委員会担当室長

総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、須藤アドバイザー（統計センター）

4 議 題

（1）日本標準職業分類の統計基準としての設定について

（2）職業分類のあり方（一般原則）について

（3）統計基準部会の進め方について

（4）その他

5 議 事

大守部会長 それでは、皆さんおそろいになりまして、時間にもなりましたので、ただいまから第1回統計基準部会を開催させていただきます。

私、部会長を務めさせていただくことになりました大守隆と申します。もともとは経済企画庁と内閣府で日本経済を中心に仕事をしてきました。国際関係とか計量統計関係の仕事が多かったと思います。

その後、民間の金融機関に2年ほどいまして、現在では統計委員会の委員と同時にAPEC、アジア太平洋経済協力の経済委員会の議長の仕事もしております。皆様の協力、御指導をいただきまして、この部会をできるだけ実りあるものにしていきたいと思っております。

今日は最初の部会になりますので、委員、専門委員、そしてオブザーバーの方々に、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

では、委員の方からお願いしたいと思います。原さんからお願いできますでしょうか。

原専門委員 労働政策研究・研修機構で研究員をやっております、原と申します。労働経済学をバックグラウンドに、こうしたデータを用いた計量分析を行っております。よろしく願いいたします。

野村委員 慶応大学産業研究所の野村と申します。加工統計から基準統計までのシームレスな接合というためにも、統計基準の役割は非常に大きなものであると思います。これが第1回の部会ということで、基準のあるべき姿、統計システムの中で蓄積となるよう、尽力していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

舟岡委員 信州大学経済学部の舟岡です。よろしく願いいたします。

岡本専門委員 上智大学の岡本と申します。よろしく願いいたします。

西澤専門委員 原委員と同じ労働政策研究・研修機構の西澤と申します。

私は職業研究を中心にやっておりまして、厚生労働省のハローワークで使う職業分類の改訂を担当しております。よろしく願いいたします。

大守部会長 では、順番に。

農林水産省統計部 農林水産省の神崎と申します。よろしく願いいたします。

経済産業省調査統計部 経済産業省の今井でございます。よろしく願いいたします。

国土交通省総合政策局 国土交通省の江國でございます。よろしく願いいたします。

財務省大臣官房総合政策課 財務省の永井と申します。本日は福田総合政策課長の代理として出席させていただいております。よろしく願いいたします。

東京都 東京都の三宅でございます。よろしく願いいたします。

埼玉県 埼玉県統計課長の江原と申します。よろしく願いいたします。

日本銀行 日本銀行調査統計局の石田でございます。よろしく願いいたします。

乾統計委員会担当室長 統計委員会担当室の乾と申します。よろしく願いいたします。

大守部会長 私は済みましたので、どうぞ。

會田統計審査官 今回の分類の審議を担当させていただきます、総務省の政策統括官室審査官の會田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

岩橋専門官 総務省の岩橋でございます。よろしく願いいたします。

鈴木専門官 総務省の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

小高専門職 総務省の小高でございます。よろしく願いいたします。

須藤アドバイザー 事務局のアドバイザーを仰せつかりました、統計センターの須藤と申します。

実務の観点から、事務局の方をサポートするということ、努力したいと思っております。よろしく願いいたします。

内閣府経済社会総合研究所 内閣府の経済社会総合研究所の植松と申します。よろしく願いいたします。

総務省統計局 総務省統計局の村田と申します。よろしく願いいたします。

文部科学省生涯学習政策局 文部科学省の上田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

厚生労働省統計情報部 厚生労働省の野地と申します。よろしく願いいたします。

大守部会長 どうも、皆様お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

次に部会長代理ですが、統計委員会での第1条第5項で「部会長に事故があるときは、当該部に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」という規定がございます。これに従って、私から舟岡委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

舟岡委員、よろしく願いいたします。

それでは、最初に、4月13日月曜日に開催されました第21回の統計委員会において、この部会の最初の重要なマンデートであります職業分類について、諮問が出されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

會田統計審査官 資料の説明の前に、諮問の方を先に説明させていただきます。お手元の資料1-1～資料3という資料を使いまして説明をさせていただきます。諮問の説明の後に、本日お配りしております資料全体の説明をさせていただきます。

資料1-1をごらんいただきまして、これが公文書の諮問文でございます。統計基準、各種分類を始めまして、統計基準に関しましては本年1月の統計委員会で「日本標準産業分類」、それから「疾病、傷害及び死因の統計分類」の2つが、統計法に基きます統計基準として設定していただいているところでございます。職業分類につきましては3番目という形になります。

職業分類につきましては、先般決定させていただきました基本計画の中でも21年前半までに実施すると、統計基準に指定する、設定するとなっていることもございまして、今回諮問にかけさせていただいております。

内容の方を簡単に説明させていただきます。2枚めくっていただきまして、ポンチ絵、A4縦とA4横がございますので、そこで簡単に説明させていただきます。

最初のところで、職業分類ということがございますが、今回は統計法に基づきます統計基準という、ある意味でステータスのあるところにさせていただくということで、諮問させていただきますが、日本標準職業分類自身は昭和35年から作成されて、今まで4回の改定を経てきております。従来まで使われておりましたのは、最終回では平成9年に行われたものが使われてきているということがございます。

主に国勢調査であるとか就業構造基本調査、学校基本調査、こういった各種約30種ぐらいの統計調査において利用されているというところがございます。今回諮問させていただきます標準職業分類は、大分類で12分類という形で提案させていただいております。

今回の日本標準職業分類の統計基準への設定に当たりましては、総務省を中心としまして、各省庁で見直しを行いまして、つまり最終改定で平成9年に作成したものの見直しを行いまして、それで新たに統計基準ということで諮問させていただいているところがございます。それは統計基準として新たに設定させていただくという諮問と、今回中身を改定したという2つの側面があると御理解いただければ有り難いと思います。

それから、A4縦のポンチ絵の最後に「適用の範囲」という印の文書がございます。「統計は作成目的等により、さまざまな表章がなされることから、公示分類表を集約又は細分化できる範囲についても検討が必要」ということで、標準分類となりますと大分類で12分類、中分類で70分類ぐらい、小分類で330分類ぐらいの分類になります。それを全部の調査で使うということは無理ですので、どこまでは基本的に使っていただく、どこから先は調査の実施者の方の裁量にある程度任せる、というようなところの柔軟さにつきましても、今回の部会の方で御検討いただければと考えております。

もう一枚めくっていただきまして、A4横の資料でございますが、先ほど申しましたように、今回は平成9年に改定いたしました日本標準職業分類の方を見直しして、諮問させていただいているということがございますので、その見直しに当たってどのような観点から改善、見直しを行ったかということについて、簡単にまとめさせていただいているところでございます。

視点は大きく分けて3つありまして「国際比較性の向上」、それから「産業分類又は商品分類的な視点の排除」、それから、3つ目はいつでもあることとございますが「社会経済情勢の変化への対応」ということとございます。

1番目の方につきましては、恐れ入りますがもう一枚めくっていただきまして、こちらの方はA4横になりますが、今回提案させていただいております日本標準職業分類の大分類の項目になりますが、どこを変えたかといいますと、1つ目は「大分類 A 管理的職業従事者」と「大分類 B 専門的・技術的職業従事者」のところがございますが、従来はBのものがAであって、管理的職業従事者というのがBであって、この順番を入れ替えたということです。これは国際標準職業分類の方の大分類の並び順に合わせているという

ことがございます。

2つ目としましては、今回提案させていただいているところだと、大分類のH、I、J、Kと4つになっておりますが、従前ですと「運輸・通信」というもの、それから「生産工程・労務」という2つの大分類がございました。従来ですと「生産工程・労務」の方の大分類の中の中分類の数が非常に多くなっているとか、いろいろな観点から、今回このところを細分化して、今回提案させていただいております大分類では「輸送・定置・建設機械運転従事者」、このところが国際分類の方にも準拠する形で起こしてございます。

それから「大分類 K 労務作業員」、これも用語が違いますけれども似たような分類があるということで、国際分類の方に準拠させていただいております。このような観点で、大分類で大きく書いているところでございます。

1つまた戻っていただきまして、資料1 4のポンチ絵の方にまた戻らせていただきますが、右半分の青でくくってあります、上から2つ目の四角のところでございます。「仕事の内容の違いに着目した中分類の設定」ということでございまして、例えば1番目の黒ポツのところ、従来ですと技術者というものは、大分類ですと専門的・技術的職業従事者というところの大分類に入っております、その大分類のすぐ下の中分類は、どちらかというとならざるやいならざるで中分類の分類分けをされていたとなっております。

そのところを今回、特に製造業関係の技術者につきましては、産業的な色彩のものに分ける前に、開発に携わる製造技術者、それから開発以外の製造技術者というように、若干シニアな部分とそうでない部分という形で、ワンクッション入れるものを中分類に入れさせていただくといったことの提案をさせていただいております。

あと、次の黒ポツのところでは生産工程ということがございますが、今回ですと「大分類 H 生産工程作業員」というところに該当することになりますが、従来ですと生産工程ということで、工場の中で働いている従事者の方を対象に格付けするような形になりますが、従来ですとそこもやはり、産業的な色彩で中分類というものを決めておいたところを、今回は生産工程に係る仕事、自動化された生産設備の制御・監視を行う仕事、それから製品の製造・加工処理を直接行う仕事、それからその下にありますように、整備・修理や検査に係る仕事等で、中分類で、一回まず分類を行うという観点で提案をさせていただいております。

3つ目の青い枠でございますが、これは別の観点では中分類の設定ということで、1つは、従来は情報処理という中分類がございましたが、最近ですとネットワークの関係の技術者、中でもなかなかそこは分けることが難しいと、内容的にも似てきているということもございまして、情報処理・通信技術者というものを申請させていただいております。

それから、最近金融・保険の関係で新しい職業が出てきているということで「経営・金融・保険専門職業従事者」というものを設定させていただいております。

一番下の青い四角でございますが、従来、販売従事者という大分類がございましたが、

その中から、特に販売でも新規開拓を行うような場合、それから従来からの固定客へ対応するようなものという形で、中分類で分けさせていただくという形で、中分類を申請させていただいております。

以上、今回統計基準として諮問するに当たって改正してきた点でございます。

以上の点を諮問させていただきました。

大守部会長 ありがとうございます。

この部会ではこの諮問を受けて、今、御説明いただいた案に対する審議を行って、答申案をとりまとめていくということでございますが、御説明がありましたように、適用の範囲というところについては案が用意されていないということなので、私どもで案を考えていくということになるかと思えます。どうか皆様よろしくお願いいたします。

それでは、事務局に本日の議題と配付資料について御説明をお願いします。

岩橋専門官 本日の議題でございます。まず、議事次第をご覧くださいますと、議題が4点ございまして、1つ目は「(1)日本標準職業分類の統計基準としての設定について」、2番目としまして「(2)職業分類のあり方(一般原則)について」、3番目としまして「(3)統計基準部会の進め方について」、4番目としまして「(4)その他」でございます。

配付資料でございますが、まず資料1-1~1-4まで。

資料2は、ただいま御説明しました諮問に係る資料でございます。

資料3は、平成9年の第4回職業分類改訂と比較した新旧対照表でございます。

資料4は、一般原則の今回案及び現行、平成9年のものとの比較表でございます。

参考1としまして、名簿を付けてございます。

席上配布資料といたしましては、まず としまして「日本標準職業分類を統計基準と定めることについて」の論点メモ。 としまして「日本標準職業分類を統計基準とすることに係る審議日程(案)」、 は御参考ということで「日本標準産業分類一般原則」をお付けしてございます。 としまして「国際標準分類(ISCO) 1998 改定版 序論、主な目的、概念構成及び分類の構造」という、これが一般原則のようなものでございます。

ここには載せてございませんが「アメリカ及びイギリスの職業分類」、これは大分類でございますが、これを参考に配付してございます。

このほかには「統計基準部会 基本資料」というファイルと冊子が2冊。「日本の職業分類と国際分類」をお配りしてございます。

以上です。

大守部会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の議題に入りたいと思います。

最初に、今、御説明がありました議事次第について、特に御意見あればお伺いしたいと思います。(4)その他とございますけれども、今日が最初の部会だということで、本日の議題に関係ないことも含めて、この部会の進め方について御意見等あれば承る時間を少

し取りたいと思っておりますが、それも含めまして、この議題（案）について御意見がありますでしょうか。

よろしいですか。それでは、このとおり進めさせていただきます。

では進めます。基準部会の進め方、これもやった方がいいんですか。

岩橋専門官 はい。

大守部会長 では、基準部会の進め方についてということをお願いしたいと思いますが、これは私から事務局をお願いをしまして、主な論点と考えられること、それから、審議日程の案をお配りさせていただいておりますので、事務局から説明をお願いします。

會田統計審査官 議題の方は今、説明させていただきました。

大守部会長 順番が違っていました。それで私も混乱してしまいました。

會田統計審査官 議事次第につきましては、かなり前に登録ということでしたので、その後に、やはり進め方はある程度最初にやった方がいいだろうということで、議事の方を若干順番を入れ替えさせていただきますので、御容赦いただきたいと思います。

資料の方としましては席上配布資料、部会長に御指示いただきました論点メモというもの、それから席上配布資料「日本標準職業分類を統計基準とすることに係る審議日程（案）」というのがございます。この2つにつきまして説明させていただきます。

最初の論点メモにつきましては、大守部会長の方からこういった形で作成していただきたいという指示がございまして、私どもの方で作成して、部会長の方に御相談をさせていただいたものでございます。今回の部会は、現在のところは8回程度予定しておりますが、どういう順番で御審議いただいたらいいだろうかとということと、どんなところが着眼点というか議論になるだろうかとということでございます。

全体を大きく分けまして「 . 全体的事項」「 . 分類体系について」「 . 分類適用における集約化又は細分化について」ということで分けさせていただいております。従来ですと、こういった分類を御審議いただくときに、既存のものがあってそこから改定をしていくということで、そういったところに焦点を当てて御議論をいただくわけですが、今回は統計基準にするということで、新しくステータスを与えるとういこともございますので、簡単にでも、1回目は全体的なところを御議論いただく方がよろしいのではないかとということで、こののを挙げさせていただいております。

中身としましては「1 日本標準職業分類を統計基準とすること」、これは統計法に規定がございまして、第2条第9項というところにこのような規定があるということでございます。

「2 日本標準職業分類の一般原則」というものもございますので、これについても御審議いただければいいのではないかとということ。

それから「3 大分類・中分類・小分類の配列順について」ということで、当然いろいろ大分類の個別に御議論いただくときに、こういった分類の順番というのは御審議いただくわけですけれども、最初に全般的な観点から見てどうであろうかということをお話し

ただいてよろしいのではないかとということでございます。

併せまして「4 分類項目の名称について」というものも、全体的な観点から御議論いただけたらと思います。

「 . 分類体系について」ということで、各それぞれの大分類ごとに、どのような改定を行って、どのような中分類・小分類構成になっているのかということをお議論いただくということがいいのではないかと。

「 . 分類適用における集約化又は細分化について」のところとしましては、先ほどの諮問の最後のところでありましたように、分類・適用の柔軟性というところについて、どこまでということをお審議していただく。このような順番で、このような論点で、部会で御審議いただいたらよろしいのではないかとということでございます。

後ろに別添1とか別添2とか付いておりますが、その都度一応説明させていただきますので、席上配布資料 としては説明はそこまでさせていただきます。

席上配布資料 というのがございますが、これは当面の審議日程ということで、第1回目は本日4月15日でございますが、このところでは統計基準として設定すること、それから職業分類のその在り方、一般原則、進め方等について御議論いただいて、その後2回目以降につきましては各大分類ごとに、特に「H 生産工程作業者について」につきましては、今回大幅に入れ替えたということもありますので、時間もかかるのではないかとということで、前の方に持ってきております。

それから大分類のBにつきましても、中分類の組替えとか、新しい概念を入れたりとかということがございます。

「K 労務作業者について」も、今回新設ということがございますので、ちょっと時間がかかるのではないかとと思われるものを前半に持ってきまして、今回はそれほど変更していないというところにつきましては、後ろの方に持ってきております。6月18日ぐらいまで、ひと当たり御議論いただいた後で、それぞれ積み残している課題の整理というのをやりまして、8月の上旬ぐらいに最後の部会を開いて、8月の統計委員会で答申をいただくという予定にしております。

8月の答申といいますのは、平成22年国勢調査の諮問答申が6～9月を予定しておりますので、国勢調査の答申が出る前に、国勢調査で使用する分類という観点で、職業分類の方の答申をいただきたいと考えております。

以上でございます。

大守部会長 ありがとうございます。そういうことで、期間が限られているということもございまして、今のようなスケジュールの案になっております。

勿論、論点メモというのは、現段階で考えられる論点ということで、議論していく中でいろいろなことが重要だということが浮かび上がってくれば、またそれに応じた軌道修正というものも必要かと思っておりますけれども、今の時点で御意見とか御質問とか、何かあるでしょうか。いかがでしょうか。

私なりに補足しますと、今回、期間が限られている代わりに案が既にできている。そしてその案に至るまで検討がなされているということです。そしてその検討にはこの部会のメンバーが、何人かの方々がおられるわけですが、そういう検討結果も踏まえつつ、新たな眼で、この部会で審議をしていくということだと思いたいますが、ポイントは多分2つあります。従来のものからかなり変更がなされており、また国際基準に近い方向への変更がなされている。

ただ、一方で、国際基準と同じかということ、そこまではなっていない。それにはそれなりの理由があるということだと思いたいます。そういう点が明らかになるような順番で、大分類の審議をしてはどうかということを考えております。皆様、この段階で御意見あれば承りたいと思いたいます。いかがでしょうか。

ないようでしたら、とりあえず今の中身とスケジュールを念頭に置きつつ進めていきたいと思いたいます。

それでは、次の議題に入ります。これは論点メモの全体的事項の、日本職業分類を統計基準とするということに関係します。事務局から御説明をお願いします。

會田統計審査官 日本標準職業分類を統計基準にすることにつきましては、基本計画というところで御指摘いただいておりますので、特にここで改めて議論することではないかかもしれないと思いたいますし、あと、今回の部会のいろいろな議論が終わりまして、また最後に御確認いただければいい事項かと思いたいますが、事務局の方から簡単に、若干補足的に説明させていただきます。

従来、日本標準産業分類とは、先ほど言いましたように、本年1月の統計委員会で、日本標準産業分類と疾病、傷害及び死因の統計分類という2つの統計分類を統計基準とさせていただきます。例えば産業分類の方に関しましては、国際的な面では、国連の方が1948年に産業分類の方を制定しております。日本では1949年に産業分類の方を標準分類として制定しておるということでございます。

疾病、傷害及び死因の統計分類につきましては、国際分類の方が1900年に、当時のI S Iの方で分類が作成されまして、日本では1951年に作成されているということで、かなり歴史もあるし、いろいろな局面で使われているというところがあるかと思いたいます。

それに対しまして職業分類の方は、国際分類の方は1958年にI L Oの方で作成されまして、日本の方では1960年に職業分類が作成されたということで、時間も結構経っておりますし、適用されております統計調査の数も約30弱ということで、かなり使われているということで、統計基準に該当しますように、総括的にと言いたいますか、各統計調査間で連携が取れるようにという意味で、制定するということでは、非常に意味があるのではないかと考えております。

それから、ほかの分類をいろいろ見ましても、まだ国際分類も制定されてそれほど経っていないということもございまして、日本標準職業分類を3番目に統計基準として設定いただくといたすることは、非常に素直ではないかと思いたいますし、有意義ではないかと考えて

ございます。

若干補足して説明させていただきました。

大守部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら御発言願います。

よろしいですか。包括的な方向はもう決まっているということですが、審議の途中でこの点に関して、今回の位置付けの変更に伴って、いろいろな論点が出てくるかと思いたすが、それはまたそのときに出していただくということによろしければ、先に進みたいと思いたします。

いよいよ中心的な議題になってくるわけですが、職業分類のあり方に関する原則についてということ、原則と言うのは何事でもそうかと思いたすけれども、個別、具体的に議論していく中で、また原則を修正した方がいいという議論も出てくるかと思いたすが、個別論に入る前に原則について議論しておくことも、それはそれなりに意義のあることだと思いたすので、今回最初に原則を議論してはどうかということだと思いたします。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

會田統計審査官 職業分類の在り方、一般原則につきまして、何もついていない資料4でございます。

「日本標準職業分類の一般原則（案及び現行）」、それから、席上配布資料、というのがございます。席上配布資料につきましては、日本標準産業分類の方の一般原則の方を、参考までにさせております。席上配布資料としましては「国際標準職業分類（ISCO）1988改定版 序論、主な目的、概念構成及び分類の構造」、最初に書いてあるように、そこに入れております。

まず、席上配布資料の方をご覧いただきたいと思いたすが、職業ではなくて産業の方でございますが「日本標準産業分類一般原則」というのが、やはり産業の分類の方にも書いてありまして「第1項 産業の定義」、それから「第2項 事業所の定義」、それから「第3項 分類の基準」、どんな観点から分類を行うか。それから「第4項 分類の構成」。大分類、中分類、これが幾つあってどうのこうのというもの。それから「第5項 分類の適用単位」、産業分類は事業所適用単位ということでございます。それから「第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法」、「第7項 公務の範囲」。これは特殊な観点かと思いたすが、分類の単位であるとか構成であるとか基準であるとか、適用に当たっての注意みたいなものが、日本標準産業分類の一般原則として入っております。これと並びで、職業の方も入っているということでございます。

それから、国際の分類の方ですと、席上配布資料というのをご覧いただきたいと思いたすが、明確な形でいろいろなことが書いてあるわけではございませんが、手段、目的があって、それから概念構成、どういう点に着目して分類をつくっているのかというもの。それから、分類の構造といったものが事項として挙がっているのではないかと思いたします。

こういったことを念頭に置きまして、資料4の方の「日本標準職業分類の一般原則（案

及び現行）」ということで、これは諮問に当たっている前にいろいろ御審議いただいたときに、若干変えているところがあるということで、平成9年に作成されたものが、真ん中の列の「現行」というところに該当しまして「案」というところが今回変更になったということでございます。

横になっておりますが、事項的に順番に見ていきますと「第1項 職業の定義」ということがございます。このところでは若干、平成9年のものから変えているところがございます。個人が継続的に行うとか、収入を伴うといった辺りのところを変えている。

改定理由につきましては、一番右の列のところに書いてあるように、日雇派遣労働者とかそういったことも増えているということで、個人が継続的という表現を変更して「収入」というものを「報酬」と、わかりやすい言葉にしているということ。それから「社会的に有用な」というようなところの用語を落としているとか、そういったところがございます。

2ページ目に行っていたいただきまして、収入という用語を報酬というものに変えたということに伴って、収入のところは落として、報酬のところを新たに加えて、これは1ページ目と2ページ目の方で、そういったものに変えているというところがございます。

2ページ目の真ん中より下のところで、一番左の「案」のところでは職業というものに関して、イリーガルなものは認めないということで、公序良俗に反するものは職業としないことを明確にするということを入れているということでございます。

4ページ目に移らせていただきますと「第3項 分類の構成及び分類符号」ということで、これは大分類の構成、それからそれぞれの中に、分類が幾つずつあるのかということを整理したものでございます。「第3項 分類の構成及び分類符号」のところは説明の明確化ということで、中身的には変えておりませんが、簡潔にしているということでございます。

5ページ目の「第4項 職業の決定方法」ということで、例えば個人が複数の職業を行っていて、どの職業に分類していったらよいかという、その優先順、プライオリティーみたいなものを付けるときに、(2)のところで、この順番で職業を決定していくというのがございます。このところは、大分類の方の組替え等ございましたので、それに合わせて順位を変えていると、それに合わせて整理をしたということでございます。

以上が、一般原則の簡単な説明でございました。

大守部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。是非積極的に出してください。

どうぞ。

野村委員 一般原則に関しまして、少し外国の事例等を調べてきたのですが、必ずしも職業分類の専門家ではありませんので何か間違いがあるかもしれませんが、米国、カナダ、オーストラリアとILO、1つ私自身が驚いたのは、少し大きなイメージだけなんです、カナダですら国際標準職業分類を使っていなかったというのが、私には少し意外なことでありました。一般原則の概念が今回案として出されておりますが、もう少し正確に一般原

則としての国際比較を少しされてはどうかと思います。

これは必ずしも概念的に容易ではないところもありまして、1つに、例えばここで新たに今回第1項に「仕事とは、何らかの手段を用いて対象に働きかけ、新たな財貨・サービスをつくりだす行為をいう。」とありますが、これはどちらかというとな生産のディフィニション（定義）に近いと思いますし、仕事という言葉や職務、職責という言葉の中で、国際標準職業分類でもタスク、ジョブ、オキュペーションという定義を、しっかりとしようとしているように思いますが日本はまだ明確ではない。

ILOとISCOと、オーストラリアやニュージーランドの分類は、比較的スキルベースであるということをはっきりと書いていて、スキルというコンセプトを強く前面に押し出すような姿の概念であるようですが、米国、カナダはオキュペーションで分類していったものが、ワークパフォームドと書いてあるんですが、遂行される仕事と言うべきなのか、ワークパフォームドというものによって、基準として分類をしていったときに、結果としてはスキルとつながっていくと、類似してくるとされているわけです。

原則の第一原理にはなっていないように思われるんですけども、分類を策定するに当たって原則論として、概念的検討と現実への適用とを一度分離して議論をすべしとする部会長の整理がございました。ちょうど産業分類のアクティビティ（経済活動）というもののコンセプトに対応するものがここではオキュペーション（職業）であって、産業分類における事業所（エスタブリッシュメント）に対応するものがジョブ（職）なんだろうと考えます。概念上の整理を一段階できないか、具体的などころも見ながらですが、そういうものを少し考えていければと思います。

また、他国での分類を見たときに、監督者、指導者に関する、特段の分類上の、どこに格付けるとか、実際に監督をしている人たちの職業、オキュペーションと自分たちが監督しているものとの関係性というのをしっかりと描いているところが、米国などでございましたが、その部分がもう少し、日本の中でもしっかりと描くべきではないかと思います。あと、見習い、教習中のようなものに関する原則がしっかりとあるということです。済みません、大ざっぱな話ですけども、以上です。

大守部会長 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょう。今の点に関しても結構ですけども。

舟岡委員 よろしいでしょうか。

大守部会長 どうぞ。

舟岡委員 ワークで分類したものが職業だとする考え方は従来の職業の定義と全く同様に、同義反復的なところがあって、そもそもワークとは何かの定義が実はされていません。

今回の案では、仕事、ジョブとはいかなるものであるかを定義し、職業と関連付けている。オキュペーションを抽象的に定義しますと、いろいろなタスクの組み合わせについて、その組合せのウエイトが類似したものをひとまとめにしたものがオキュペーションである。そのような定義はある程度厳密性があるように思われるかもしれませんが、実際的な適用

という観点からいえば、余り実際的ではない。

産業と職業の分類は、どちらも類似したものを分類するというので、産業については類似したアクティビティ、職業については類似したタスクの組合せをひとまとめにしたものであって、適用単位については、産業分類は事務所・エスタブリッシュメントで、職業はジョブではなくて個人です。職業分類における職業を設定する際には、ある程度限定せざるを得ない。報酬を伴う仕事を対象として、職業を定義することとすれば、何らかの付加価値を生み出す行為の対価として報酬が支払われるのであり、そうした観点から言えば、当然のことながら、ジョブの裏返しに付加価値を伴う活動がある。そのようになると思いますが、野村委員いかがですか。

野村委員 そこも概念的な整理が、私もはっきりしない部分があるのですが、例えばISCOはクラシファイ・ジョブズ（ジョブを分類する）とはっきり言っているのです。個人という単位とは違います。

舟岡委員 いえ、個人は適用単位です。

野村委員 適用単位としての対象がジョブズです。オキュペーションがアクティビティーとの対応になります。ここら辺が難しいのですけれども、舟岡先生の産業分類の考え方も、少し一般と違っている部分があるのを最初から知っていますので少し難しいんですが・・・この職業分類の適用単位はジョブズだと思います。

現行のISCOでは、適用単位は個人であるとはっきりと書かれておりますけれども、一般原則としてはまず、個人ではなくてジョブであるべきと思います。

舟岡委員 職業分類でジョブを単位とすることは、産業分類においてはアクティビティーを単位とすることと対照しうるものです。類似のアクティビティーをまとめ上げたのが一つの産業である。そうではありませんか。

大守部会長 私の印象は、個人をある観点から分類をするということで、このように対象は個人ということではないのでしょうか。ただ、どういう観点から分類するかということについては、勿論議論があるわけですが。

どうぞ、野村さん。

野村委員 ちょっと待っていただいてもよろしいでしょうか。

大守部会長 ほかにいかがでしょう。私から1つ形式的な質問があります。この一般原則というのは、こういう形で概念を整理するときに非常に重要だと思うのですが、これは諮問の対象になっている日本標準職業分類の中に入っている、一部であると理解してよろしいですか。あるいは参考資料的な扱いなのか、この辺について、既に整理がなされていれば教えていただきたいと思います。

會田統計審査官 恐らく今まで明確には考えてきていなかったと思いますが、分類というのは必ずしも符号と名称だけではなくて、その周辺も含めてだと思しますので、このところまでは、一応、御議論の対象にさせていただいております。

大守部会長 先ほどの議論の延長線上でも結構ですし、新しい論点でも結構です。

私がこの資料を拝見した印象では、スキルにかなり近いけれども、いろいろな個人がいて、持ってられるスキルと違うことを職業にしている方もいらっしゃるわけで、やはり何らかの限定が必要であって、報酬を得ているという観点から切るという整理をされているということだと思います。

ただ、日本の実態を見ると、必ずしも職業の区分というのは、社会的にも十分に確立されていない部分もあって、典型的には中小企業に従事されている方々はかなり管理的なこと、あるいは設計的なこともやっていると同時に、実際に機械を動かして、手作業もするという方もいらっしゃるわけで、そういう方々について、どういうふうに分類していくのかという辺りが、多少悩ましい問題として出てくるかという気もしますが、そうした点も含めて、これから少し個別の中身を見ていく中で議論が深まっていくかと思っていますが、皆さん、いかがでしょうか。

これは事務局に対する質問ですが、先ほどの野村委員の質問にあった国際的な標準職業分類を少し離れて、各国がどのような考え方で標準職業分類をつくっているのかということについてのサーベイといいますが、考え方が幾つかあるのか、あるいは1つに収束しようとしているのか、そういった辺りについての情報は、比較的早い段階で出していただけるのでしょうか。

會田統計審査官 整理しまして、次回にでも出したいと思っております。

ただ、今までいろんなものを読んできた中の範囲で、過去の国際標準職業分類にもいろいろ経緯があって、88年に大幅な改正をして、それまでは、いわゆる職種を中心に職業の分類を変えてきたのを、88年のときにスキルという概念を入れて、若干同じ仕事でも中身の難しいもの、簡単なもの、極端に言うと、学歴にもリンクするような、そういったものの分類の軸を1つ入れて88年から置き換えてきた。

それまでは、日本の標準分類はかなり国際標準分類の方に近かったんですが、88年以降乖離が出てきているというのがあって、国際分類の88年以降大きく変わったときに、オーストラリアとかニュージーランド、イギリスもある意味でそうなのかもしれないですけども、そちらの方がかなり追従して行って、イギリスは2000年に変えたときに、かなり国際分類の方に近くいっている。

ただ、アメリカとカナダはそもそもの分類の方がかなり職業紹介的な面があったので、余りILOの分類の方に従ってなくて、全然違う方を向いているというものは、いろんな本に書かれているところであると思います。

野村委員 カナダの事例で行くと、NOCというナショナル・オキュペーション・クラシフィケーション/スタティスティクスという形で、NOC-Sという形で統計用の概念を2001年と、それまではスタンダード・オキュペーション・クラシフィケーションとして91年はそのような御説明で対応しているのかもしれませんが、2001年で統計基準としてのものを策定し、2006年に改定してきていると認識しております。米国はUSのSOC2000のときには、4年ぐらいかけて委員会をつくって、OMBが強く関与しているみた

いですが、SOC 2010年も、今、まさにやられているみたいですが、概念的にどういう形で2010年が2000年のUS - SOCから変更されるのかということも、昨年のペーパーに出ておりますので、もう一段階調べる価値は十分にあるかと思えます。

會田統計審査官 若干今の野村先生の2010年の方は、実はストラクチャーも決まってしまうと公示されているという段階で、次は2018年のときになるということでございます。

ただ、2010年の方につきましては、いろんな附属の書類が出ていないので、クラシフィケーション・プリンシパルとか確かにあるんですが、それは2000年の方のもので手に入るの、そういったもの、それから、今、野村先生から御紹介がありましたカナダの方とかイギリス、イギリスはまだ2000年のままであると思えますけれども、そういったところの分類の本体の前後のところの資料を少し整理して、次回までにできるところまでだと思えますけれども、出ささせていただくようにしたいと思っております。

大守部会長 この職業分類の1つの重要な応用分野と申しますか、需要が職業紹介あるいは職業安定業務にあると思うのですが、そちらの観点からごらんになって、一般原則的なものに対する要請と申しますか、満たすべき要件ということに関する時代の変化みたいなものについて、何かお考えや印象があればお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

西澤専門委員 職業紹介に職業分類を使う場合には、職業を紹介するわけですから、基本的には職業の区分は仕事の内容によって区分されるのが原則ではないかと思えます。

ただ、仕事の内容でもって区分していくやり方と、それから日本標準職業分類でやっているような人を適用単位として仕事を区分していくやり方、これはかなりの部分で重複しておりまして、一部では、人を基準にした場合と、それから仕事、職務を基準にした場合、少し項目が違ってはまいりますけれども、基本的には同じですので、職業紹介でもこのような一般原則であっても差し支えないのかなと思えます。

ただ、標準職業分類は基本的には統計調査の表章に用いるものですので、そういう意味では人を適用単位とするのが当然でありますけれども、職業分類では、そこが職種になっておりますので、少し職業紹介に用いる職業分類では、この定義が、やや少しこの定義ですと適用しづらい面もあります。

つまり、どういうことかと言いますと、職業を紹介する場合には、その中身でもって、この仕事がこの人に、あるいはこの会社に合うかどうかというのを決めていくわけですから、仕事と中身で分けていった方がいいわけです。

そうしますと、定義においても仕事とは何ぞやというときに、報酬を伴う仕事というだけでは、職業紹介ですから、当然採用されれば報酬があるわけですが、それだけではやはり少し不足であって、その辺りが少し職業紹介用の職業分類と統計表章用のその分類は違うのかなと考えています。

大守部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

どうぞ。

會田統計審査官 事務局で、余り専門家ではないんですが、分類を決めるときと適用するというときは、確かに一人の人間が一つの純粋な仕事をやっているという単純に1対1の関係があればいいわけですが、現実的には、一人の人間が複数の職種みたいのを兼ねてやっているところがある。それを統計調査によって統計集計で結果を出すときには、どちらかを付けて、プライマリーな職種だということで符合付けをしていくということで適用のタイムワークまで人になっていくわけですけれども、そのクラシケーションをどうやって考えていくかといったら、確かに必ずしも人に着目しなくても、野村先生がおっしゃったように、仕事の種類で分類はあってもいいと思うんですけれども、現実には、それがどういふふうな統計として出すかということ、適用単位というものがあって、そこで、一人には一つのを付けていくといった形になってくるのではないかと思いますけれども。

大守部会長 余り最初の段階から厳密に言うのもどうかとは思いますが、今の會田さんの整理は、私も上手な整理だと思います。そうすると、この第1項の辺りが、もう少し厳密な議論の整理をした方がいいのかなという気がしますけれども、個人が行う報酬を伴う仕事を言うというのは、割とおおざっぱな整理であって、個人も実際には複数の仕事をしているかもしれない。しかし、その中である基準に従って、個人がしている主な仕事というのを選んで、それを職業分類とするのだとか、今の言葉がいいかどうかわかりませんが、何かもう少し慎重な表現が必要なのかと、諸外国の例も見ながら、少しそういう議論を次回にでもした方がいいのかなと思いますが、今の点も含めていかがでしょうか。

特に御議論ないようでしたら、一応そういうことで先に進ませていただきますと、本日は、今のところで大体議題を終わりましたけれども、論点メモの中の全体的事項に掲載した大分類、中分類、小分類の配列順についてとか、あるいは4に書いてあります分類項目の名称についてというところがございますけれども、今日の段階で、これから個別の議論をする中で勿論出てくるわけですが、こうした点に関する御意見とか、御質問等ございましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

この段階で、国際分類との差がまだ残る理由について、かいつまんで事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

會田統計審査官 資料として準備させていただきましたのは、ファイルの方の基本資料9、後ろの方の数ページのところでございますが、このところに日本標準職業分類とISCOの簡単な比較のもの。

それから、基本資料の10のところ、今回の職業分類案と国際分類の方の大分類ごとに中分類の対応みたいなところまで入れたものを入れてございます。

それから、別途配らせていただいております1枚の両面の資料で、1つはアメリカの方の、先ほど野村先生からお話がありました2010年のSOC、これは大分類の構成、あとその中にどのような階層になっているか、アメリカですと、メジャーグループ、マイナーグループ、ブロードオキュベーション、それからディスクリプションではなくてオキュペー

ションの間違いなんです、ディテールオキュベーションという一応4階層になっていて、アメリカですと、大分類は23あって、中分類に相当するものは97、小分類に相当するのは461、ディテールオキュベーションというのは840、こういうふうに構成されるということ。

あと、その裏側にイギリスの2000年のものがありますが、これは大分類が9まで、こちらの方は大分類が9で、サブメジャーグループ、亜大分類、これが25、中分類が81、小分類に相当するのが353というようなこと。

あと、コードの体系がイギリスのもので、大分類の1のものに対しては、亜大分類が1112とか始まる。中分類のものは111から始まって、小分類は111とか1112と、こういうような階層コードがあります。

それから、先ほどのアメリカの方を見ましても同じような形で、こちらの方は大分類もそもそも6けたになる。後ろはゼロになっているという形でございますが、下のところに19というところの「ライフ、フィジカル アンド ソーシャルサイエンスオキュベーション」というところの1つ、一番上の簡単な事例を載せてございますけれども、19000の次は19100、それから191010と、このようなコードの付け方になっている。これもアメリカとイギリスの例でございます。

それから、基本資料の方の9の方をごらんいただきながら、若干国際分類との違いということで、勿論歴史的な経緯もあってということでございますが、今、考えてみますと、まず、一番大きいのは、国際分類では軍人というものが、アームドフォースというのが入っている。これはアメリカでは入っておりますが、イギリスでは入っていないという、国によって違いはあるということ。

それから、日本の場合には軍人というものと、警察というものを合わせまして、保安職業従事者というものをそこに入れているという関係で、国際分類の方には、サービス販売従事者の方に入ってしまった保安従事者みたいなものを外の一つ出している。

舟岡委員 自衛隊ですか。

會田統計審査官 自衛官は保安の方です。

それから、大きく違うところは、国際標準職業分類の2の専門職と3の技術職、準専門職というのがあって、プロフェッショナルと準専門職、アソシエイト・プロフェッショナルというような形で、同じ技術者とか専門職のところ、これはスキルレベルで分けているということなんです、シニアなものとジュニアなものという形で分けている。

医療関係で見ると、お医者さんなんかは専門職という形になるんですけども、看護婦さんは専門職にもあるけれども、いわゆる准看護婦みたいなものは準専門職の方に分かれていたり、同じ職種でも両方にまたがっているものもあるし、片方に入っているものも当然ある。

この辺が日本とヨーロッパなんかで文化の違いもあるのかもしれませんが、こういうものが入っている。

これが 88 年の改定のときに、こういった概念がたしか入ってきているというようなことがあると思います。

それから、国際分類では 5 番のところのサービス及び販売従事者というものが一緒になっておりますが、日本の方ではサービスと販売というのは違う大分類にしてあって、これは昭和 35 年のときからずっと分かれてきている経緯であります。

それから、国際分類の 7 番のところは、大体似たようなグループというかユニットが入っておりますけれども、7 番のところは、技能工及び関連職務の従事者というところがあるんですが、これは今回日本の方では生産工程作業員というものの、それから建設・採掘作業員というものが、大体これに該当するというので、あといろんな機器を操作する、運転する人は、国際分類の方でも 8 番の方に入って、組立工というのも若干入っていますが、こういう形になっている。

それから、9 番のところの単純作業の従事者というのは、労務作業員という形でかなり同じものに出てきているという形になっているんですが、ただ、符合の構成を見ていきますと、国際標準職業分類、大分類で十進法の 1 けたを使っている。日本の方は大分類のアルファベットを使っておりますので、大分類 1 けたというと、当然 10 という制限があって、それを解消するために亜大分類ということを入れて 2 けたにして 43 分類にしていると、それから 3 けたを持ってきて中分類で 130 と、4 けたで小分類 430 という形になるので、日本の方が中分類が 73、小分類が 327 というのと、若干ちぐはぐになってきているところがあると思います。

この辺のところは、先ほどのイギリスのところは、大分類 1 けたで、亜大分類でもう 1 けた入れてありますけれども、アメリカの方は大分類で 2 けたを入れているというのがあります。

それから、同じ標準分類でも産業分類の方ですと、いわゆる I S I C という方は 1 けた目の大分類はアルファベットを使っていますので、そちらの方は日本の標準産業分類の方でも大分類はアルファベットを使っているというのがあるんですが、国際標準分類の中でも必ずしも符号の構成自体が全く同じではなくて、結構ばらばらになっているところもあるといったところもあるかと思えます。

そういったことがあって、国際分類の方では大分類の方に数の制約があるので、ある程度くっつけたりしているところがありますけれども、日本の方は若干そのところを適宜分けてきているといった経緯もあるのかなと思えます。

この辺までが大分類の簡単な説明です。

大守部会長 ありがとうございます。どうぞ、皆さんから御自由に御発言いただきたいと思えます。

私から 1 つ質問ですが、最後に御説明いただいた今回の分類案と国際標準分類の対応表がありますけれども、これを見て感じるのは、仮に 2009 年の新しい案で統計調査をやったとして、それを国際標準分類に組み替えることがどのくらい可能な状況になっているのか

ということで、これは国際標準分類の使い勝手がどのくらいいいかとか、あるいは他国がそういうことを意識してつくっているかということとも関係すると思うのですが、そうした検討というのは、既にある程度なされたかと思うんですが、その辺について、少し御説明いただけますでしょうか。

岩橋専門官 今回の案と国際分類との関係でございますが、できるだけ合わせられるものは合わせようという方針では検討いたしました。

ただ、例えば、今、ご覧いただきましたような国際分類の2と3というふうなスキルレベルで分けるということがそもそも困難であったこと、あるいは細かい小分類の方までいきますと、なかなか国情の違いもありまして合わせられないところから、仮に今の案で統計調査を行いまして、それを国際分類に完全に組み替えられるかというのは、なかなか難しいところがあるかと思えます。

大守部会長 スキルレベルが難しいとおっしゃったんですが、新しい案のBを更に中分類、小分類に降りて組み替えようとしても、スキルレベルに即した組み替えはできないと、そういうことですか。

岩橋専門官 はい。我が国で、例えばスキルレベル2と3、専門職と準専門職ということでございますと、例えば看護師と准看護師のように制度的に分かれているものはそれなりに分けられるのですが、そのほかの職業ですと、なかなか分類が難しい。あるいは国際分類の方ですと、農業作業の方でスキルドアグリカルチャラルというのと、それからエレメンタリーオキュペーションというのがあるんですが、どちらも農業をやる人が入っているんですけども、例えば我が国で仮に草取り専門にやっている人がいたとしても、それを外形的に把握するのがなかなか困難であると、これは従前の議論で、そういった御意見も多々出てきまして、そういった意味から完全にスキルレベルで分けるということがなかなか困難であったという状況であります。

大守部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

皆様方から御発言がないので、さっきの点の続きをもう一つ質問させていただきますと、諸外国はどうなのでしょう。組み替え可能性みたいなものを念頭に置いて、職業分類を作っているか、あるいは国際標準職業分類というのは、存在するけれども、必ずしも共通言語としての役割を果たさない状況になっているか、その辺の認識はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

岡本専門委員 だれが答えるのが難しいんですけども、共通言語としてそれほど共通性を持って使われてはいないということではないかと思えます。

かなり大まかな目安としては、存在するけれども、少し立ち入った分析をしようとする、なかなか比較が難しい。産業よりも一段と国による違いがあって、分類の違いというよりは、実際に存在する職業の状態の方が異なっているので、なかなか分けにくいということだと思います。

例えば、今、話の出ている看護師もアメリカなんかですと学歴で分けて、その学士号な

んかを持っている看護婦と専門学校で養成された看護婦あるいはそのライセンスを特に持たない人と3区分可能と言えれば可能ですが、日本では、それは難しい。

難しいのは、分類がないからというよりは、実際の仕事の在り方が分かれていないからだということだと思いますので、それを無理やり共通性を持たせるとするのは、なかなか難しいと。

それでは、スキルを基準にするのは、そもそもどうなのかということなのですが、ある程度のところでスキルは重要な構成要素ですから、それを考えながら分類をつくるというのは妥当な考え方だと思いますけれども、それを余り突き詰めてやろうとすると難しいということではないかと思います。

大守部会長 どうぞ。

西澤専門委員 今の岡本専門委員の話に少し補足させていただきたいと思います。

各国の標準分類が国際標準分類とどのような対応関係にあるかということですが、これは各国の背景があって、大分国によって事情が違います。

例えば、現在のイギリスのSOCを見ますと、非常に現行の国際標準分類に準拠しています。これはどうしてそうなっているのかというと、これはもともとイギリスの標準職業分類というのは、国際標準分類と非常に懸け離れた、違った体系をしておりましてけれども、国際標準分類の88年版ができてから、EUの統計局ユーロスタットが域内の職業統計を比較するために、職業分類の共通枠組みをつくりまして、その共通枠組みを各国がどう合わせるかという対応のときに、イギリスではユーロスタットの標準枠組みに合わせようということで、ユーロスタットの標準枠組みは国際標準分類に準拠していますから、そういうわけでイギリスの分類も非常に分類の考え方、スキルの考え方、それから項目の在り方、配列等が標準職業分類に似ているわけです。

それから、オーストラリアの標準職業分類も非常に国際標準分類に似ていますけれども、これはどうしてかということ、もともとスキルレベルという分類基準を職業分類の中に初めて取り入れた国がオーストラリアなんです。オーストラリアが国際標準分類の88年版ができる前にスキルレベルに基づいた標準分類というのをくりまして、その考え方を取り入れて国際標準分類ができているものですから、オーストラリアは国際標準分類に非常に親和性が高く、それで現在でも標準職業分類と非常に対応関係がいいわけです。

ただ、オーストラリアの標準職業分類というのは、職業紹介でも使っていますので、職業紹介で使うためには、国際標準分類ではきめが粗過ぎるために、更に再分類レベルの項目を設けて、項目数を非常に多くしているわけです。

それから、アメリカ、カナダの標準職業分類がどうして国際標準分類とあれほど違っているのかということ、これは両国の背景がありまして、両国とも以前から職業紹介分野で職務分析に基づいた職業分類というのを使っておりまして、その伝統がずっとあったわけですが、イギリス、アメリカ政府、アメリカとカナダ政府がそれぞれ政府内の共通の職業分類の枠組みをつくるということで、SOCをつくり始めたわけです。

そのSOCをつくり始めたとき、ではモデルとなるようなあるいは基本すべきような分類体系をどこにまとめたかということ、実は職業紹介用の職業分類であったわけです。

その職業紹介用の職業分類というのは、国際標準分類とは非常に違っていたために、その流れでもって現行でも非常に違ってきているわけです。

それで、アメリカ、カナダともに標準職業分類をそのまま職業紹介にも使っておりますので、国際標準分類よりは大、中、小、細分類ともかなり細かな項目を設定されているということで、各国の標準職業分類をつくる背景というのは大分違いますので、それぞれの国情に合うような対応の仕方、私はいいのではないかと考えています。

野村委員 ちょっとお聞きしたいのですが、そのときに先ほどの話に戻してしまうのですが、ジョブか個人かということの適用の対象なのですが、先ほど會田さんが整理したように、仕事の内容によってオキュペーションをコンセプトとしてつくっていく。それによって適用単位としては個人でいいのではないかと考えています。そのときは、基本的にはジョブなのではないかと思えます。ナンバー・オブ・ワーカーズ（労働者数）とナンバー・オブ・ジョブズ（職の数）がずれるというのは、勿論一人が複数のジョブを持っていると、そのときに、適用の単位として分類すべきは、ジョブズです。多くの統計調査において結果として個人を分類しているということは正しいと思うんですが、それはあえて、ちょっと誤解を恐れずに言うと、企業に産業分類を適用しているような話であって、本来は事業所というコンセプトに対して適用しようというのが産業分類の概念だとしますと、職業分類ではジョブズであるということなのではないか。

つまり、ナンバー・オブ・ジョブズというものと考えたものと、アワーズワークド（労働時間）での統計ができたとしましたら、もし、私が2つの仕事の処理をしていたら、全てを私のメインなオキュペーションの方に格付けてしまうのではなくて、私の労働時間を2つに割けて、ジョブに基づいて二つの職業に分類されるべきだと思います。

舟岡委員 ちょっと整理して言いますと、職業分類が、ジョブの分類であるということはたしかでして、同じように産業分類は、アクティビティーの分類です。事業所が複数のアクティビティーを営んでいるケースが多々あって、その場合に、では複数のアクティビティーごとに産業を定義するかということ、それは実際的ではないので、事業所を適用単位として、事業が主に行っているアクティビティーで事業所を産業に格づけする。そういうやり方を取っているわけです。

同様に、職業についても複数のジョブを個人が行っているケースもある。しかしながら、適用する単位は個人であって、個人が行う主な仕事で分類するという原則になっていて、これは産業分類の適用原則と基本的に変わらない。言ってみれば、イヌとかネコが仕事をしても、それは職業別の統計結果の表章には使わないということですね。

企業と事業所の関係に類して言いますと、世帯と個人の関係に比較的近いのかもしれないですね。世帯の職業を、もし定義するとしたら、世帯主だけではなくて、構成する世帯員もいろいろな仕事に就いているので、世帯の仕事が何かを示しても限定された意味しか持

たない概念になっている。

同様に、今のような事業所を展開して多角化している企業の実態ですと、企業を何か無理やり、何かの活動に一義的に分類することは非常に難しい、そのこともあって、世界のどの国においても、企業の産業分類を制定できていない。作成することをあきらめてしまっている。

職業分類の一般原則について第1項を記すにとどまっていますが、第2項の分類の適用単位と基準において、この職業分類は適用する単位を個人とし、統計を職業別に表章するために用いられると記されている。

職業分類の方法として、個人が従事している仕事の類似性に着目し、その類似性とは、そこに示す諸点を基準としている。適用する単位は個人だけれども、分類そのものはよく似た仕事の集合体となる。

仕事とは何かという重要な点についてはどこも余り真正面から定義していませんが、今回、あえてそこに切り込んでいるということだろうと思います。

大守部会長 ありがとうございます。先ほど西澤専門委員が国情に応じた職業分類ということではないかということをおっしゃったわけですが、私もそういう側面はある程度あると思います。そうだとすると、日本の労働市場の状況がどのような特性をもっているから、我々は国際標準分類からの乖離を妥当と考えるのかというような辺りをもう少し説明する必要があるんじゃないかという気がします。その点については、どんなふうにお考えですか。

今すぐではなくても結構ですけれども、次回にでも少しお考えを教えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。今までの議論をお聞きになっていて、オブザーバーの方々も、原先生、どうぞ。

原専門委員 これまでの議論とちょっと関係のないことになってしまうんですが、事務局にお願いが1点ございます。

定量分析を普段行っていて、こうした基準を私は一利用者としてのお願いなんです、新しい基準が導入されるときに、これまでの基準との接合性というのが非常に気になる所です。

資料3を御用意してくださっていて、備考のところでは廃止されているとか、新設とか書かれているんですが、このままでは接合ができなくなっている部分とか、一部できるけれども一部できないとか、そうした部分が必ずしも明確にはならないので、そうした部分が明確になるような資料を議論が煮詰まってからということになるかもしれませんが、御用意いただくことはできないでしょうか。

會田統計審査官 資料3の方は、大分類は余り新旧の方ともばらけさせないような形で並べているので、どこがどこに対応しているのか、文言では旧の何番に対応しているか書いてあるんですけれども、それが明確な形であった方が、恐らくよろしいかと思っております。

で、そこは工夫して出すようにします。どちらかに合わせて、どちらかが対応しているという形にすれば、完全にそうしてしまえば、そういった疑問には答えられると思います。

原専門委員 使えなくなるところがどこなのかという、また新たに出てきたところがどうなのかということが、やはり過去のデータを使っていくときに非常に重要になってきますので、その辺が利用者にとってわかるようなものを出していただければ、大変ありがたいです。

大守部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

野村委員 可能性としては、こういうのがあるのかなと思いますが、ある程度の数量的な、原則から外れまして、今度、実際上のプラクティスとしてチェックするのですが、クオンティティブに評価する価値もあると思います。

ユーザーとして、マクロのユーザーで職業分類を直接扱うとしたら、I Oの附帯表である雇用マトリックスか何かだと思います。

接続表に対しては、接続雇用マトリックスという少しマイナーな存在なものが一応存在している。

接続表に対して、I Oという基本表がつけられている中に、国勢調査に基づいて産業分類と職業分類に基づいて、雇用マトリックスが、職産マトリックスが職業×産業マトリックスがつけられている。接続表においては、3時点を比較するわけですが、職業と産業の対応であるとか時系列比較として、その精度としての課題があると思っています。これは国勢調査における産業分類の問題も勿論あると思うのですが、職業分類の問題もありそうだと思います。改めて職業分類の視点でもって考えると何か得られる知見があるかもしれないという意味では数量的な検討をすることも有益であるかもしれないということで、少し負担ではありますが、試みる価値はあるかもしれない。

もう一つは、ある時点における中分類におけるシェアのようなものでしょうか。どこかに強く偏っているとか、特にその他分類なのでしょうけれども、中分類の中に、その他が偏っているとしたり、我々がもう少しそこに注目すべき何かがあるのだらうということもあるのでしょうか、その検討も必要と思います。資料としてもう既に出されていませんか。

岩橋専門官 基本資料集の資料1のところ、これは国勢調査の結果なんですが、時系列で3回分載せてございまして、推移はある程度見られるかと思います。

會田統計審査官 野村先生、これは非常に細かいので、後でエクセルとかで送らせていただきたいと思います。

舟岡委員 今、野村委員がおっしゃったように、職産マトリックスを検討すると、いくつか気づく点があります。サービス産業以外の第3次産業以外の産業でもサービス職種に就いている人はいて、他方、第3次産業で第1次とか第2次産業に関連する職種に就いている人は少ないことからすると、サービス産業従事者に比べて、サービス職業従事者の方が普通ならばかなり多いはずで。

実際は違います。

大守部会長 それは、統計のソースが異なるからということではなく、同じソースでの話ですね。

舟岡委員 須藤さん、たしかそうですね。

須藤アドバイザー そうです。

舟岡委員 なぜかわかりません。

須藤アドバイザー 結局、産業と職業との範囲が大分違ってしまっていて、例えば卸売・小売業ですと、職業ですと販売従事者とか、あとは技能工が多くなるんです。

あと、運輸・通信業ですと、今度は自動車の運転とか、運輸事務という事務従事者なんかが行うということで、純粋なサービス職業従事者になるのか、今、狭義のその他のサービス業ですか、そこの部分に集まってくるということなので、結局、職業としてのサービス従事者の方が極めて限定的になるという結果になっていると思います。

大守部会長 ありがとうございます。どうぞ。

西澤専門委員 先ほど部会長から私あての質問の回答の一端ですけれども、日本標準職業分類と国際標準職業分類の乖離の妥当性をどこに求めるかという話ですけれども、それはいろいろ理由が挙げられるかと思います。

1つには、国際標準分類というのは、非常にある見方からすると偏った分類なんです。スキルレベルという分類基準を立てて、更にスキルレベルをどうやって操作的に定義しているか、その操作的定義は、実は国際教育分類で区分していますので、教育水準によってスキルレベルは異なりますという考え方です。

そうしますと、先ほど来、ちょっと話題に上りました看護師の話ですけれども、国際標準分類が想定しているのは、看護師の養成は大学レベルの養成と、それ以下の養成があるので、異なった分類に入れるということですが、我が国の場合は、少し看護師の養成というのは、そのような枠組みで必ずしも入れられない面があります。

それから、国際標準分類の準専門職とともに、一緒に抱き合わせになっているのはテクニシャンという項目なんです。テクニシャンという人たちは、我が国の工場にも多分いるでしょうけれども把握はしづらい。技術者と技能工が一緒になって問題を解決している例が多々あります。

そうすると、そういうテクニシャンの把握が難しいので、項目設定をしても確実に把握できるかどうかというのは、わからないような状況です。そんなような問題があります。

同じ生産現場を取ってみますと、国際標準分類で想定しているのはクラフト、主に手を使って手工的な技能でもって物をつくる仕事と、それから機械操作でもってものをつくる仕事という2つに分けております。そういうような製造現場の見方と、それから従来の日本標準職業分類では、どんな道具を使おうと、機械を使おうと、1つのものを、ある特定のものをつくっていれば、一つの区分ということで考えておりましたけれども、今度の改定案を見てみますと、そうではなくて、機械操作のオペレーター的な仕事と、それ以外の

仕事というふうに区分しております。これが、我が国の現状を見ると、非常に生産現場の特徴を把握できるような区分になっているのではないかと思います。

そうすると、そういう考え方と国際標準分類が考えている生産現場の見方というのは、大分違う等々いろいろ問題がありまして、国際標準分類に対応できないところがあっても、それはやはりどちらを優先するかというと、やはりそれは国情を優先した方が、つまり我々が使うわけですから、国情を優先した方がいいだろうということで、私は先ほどの意見を述べたわけです。

大守部会長 ありがとうございます。これは、おっしゃることはそのとおりだと思いますけれども、個別の議論のときに国情というのを持ち出すのか、もう少し大きくりの整理といいますか、認識をまとめるようなことはできないでしょうか。これはなかなか難しいとは思いますが、個別の職業に関して違いを正当化するというのも勿論必要だと思っておりますが、もう少し大局的なまとめというのでもできないかなと思っておりますけれども。

まだ、少し時間がありますから、どんな観点でもいかがでしょうか。

どうぞ。

野村委員 今、部会長がおっしゃっていたような大局的なまとめの視点の整理なのですが、私自身もまだ悩んでいるのですが、先ほどまさに西澤委員からお話があったように、ISCEDですか、教育分類に基づいて、むしろスキルを決めてしまっているようなところがISCOにはあります。そういう部分の考え方なのですが、本来、産業とか商品という概念とは違うんだということが書かれていて、ただその中身を見ると、まだ小分類に入ると、ほとんど産業分類でくくって区分してしまっているようなところがあって、こういうものは、多分職産マトリックスでダイアゴナル（対角要素）をチェックすれば、何か出てくるだろうなという検討ができるんでしょうが、教育分類でも、やはり考え方としては分離されるべきなのではないかと思います。従業上の地位も、そういうものの仕事の内容ということがオキュペーションとして分類されるべきなのかなと思います。

スキルありきではなくて、1つのオキュペーションを考える上で、仕事の内容によって分類していく。そこでも、その要素の1つには教育とか経験とかもなり得るのでしょうかけれども、二次的な役割しかもたない。あるいは一方では、より積極的にスキルに重心のウエイトを移していく。ちょっとその整理としまして、どう考えればいいのか。

大守部会長 今の点は、いかがですか。

岡本専門委員 国際標準分類が教育を基準にして考えているわけですが、これは職業に必要な知識あるいは技能は教育機関での教育を通して得られるという欧米的な現実を反映したんだと思うんです。

日本のように長年の経験を積んでいけば、十分上級の知識やスキルを得られるというふうに考えているところとは少し背景が違うということで、機械的にそれをISCOのように教育を基準にしてというふうにはなかなか分け切れないというところがあると思います。

それから、先ほど部会長がおっしゃった個々にではなくて、全体的にISCOとの違い

を説明するような、1つは、セミプロフェッションという概念について、日本では少し事情が違うというふうなことを議論する、あるいは整理するということは可能かと思います。

もう一つ、製造現場での仕事の分け方についてどの程度の共通の説明ができるかというのは、可能性があるかなとは思いますが、その2点ぐらいなら何とか割と範囲の広い説明ができるのではないかという感じがしております。

大守部会長 ありがとうございます。貴重な御示唆をありがとうございました。今の議論の中で、ちょっと気になったのですが、教育の代わりに熟練というようなことが重要な要素だということはそのとおりだと思うのですが、この職業分類というのは、熟練によって個人の方が、同じ会社で同じ仕事をずっと続けているとしても、熟練を積むに従って、職業が変わっていると認識すべきなのか、あるいは同じ職業の中に位置づけて経験年数とか、別の指標でとらえて考えていくべきなのでしょうか？職業分類の使い方とも関係すると思います。十分に整理されていない問題提起で恐縮ですが、どんなふうに考えたらよろしいでしょう。皆さんに何かお考えがあれば。

舟岡委員 スキルレベルをはかりづらいつらにするならば、技能の専門性、必要とされる知識、技能、それを獲得するまでに時間を要する、そういう仕事と、そうではない仕事の両者が区分できると良いだろうと考えます。

実際、そういう専門性の深度の違いによって報酬が明らかに違うことは確かです。以前に統計データを使って分析したときに、現在、同一職種として分類されている職種の報酬の分布を取ると、2つの山ができる。明らかに違った内容の仕事が混在していることが推察されるのだけれども、では、分類基準をうまく設定して統計調査において、その区分をどのように識別できるはなかなか難しい。辛うじて今回の分類案では、そのような接近を取り入れたところの一つは、これまで情報処理についてはSEとプログラマーという2つの大変粗い分類しかなかったものを、もう少し専門性の到達度の違いによって職種を区分したところです。

こういう区分が、ほかでも可能ならば望ましいのですが、なかなかそう簡単ではないのが実際かなと思います。実現すれば、本当にすばらしい分類になると思います。

大守部会長 ありがとうございます。そうすると、教育による分類というのは、必ずしも現実に即さない。一方で、それに代わる熟練度をはかるような分類ができるかということ、できる分野もあるけれども、なかなか一般的には難しい。そういうことになるのかもしれません。

そろそろまとめの時間に入らなければいけないということですが、様々な観点から御議論が出されましたので、余り拘束力のあるようなまとめをするというのは議論の趣旨にも反すると思うんですが、私なりの印象を申し上げますと、今後の進め方については、最初に私が提示したようなものを念頭に置きながら、スケジュールも含めてとりあえず出発をするということだと思います。

職業分類の在り方の原則について、あるいは分類の仕方についてですが、1つは、従来

のものとの接続可能性、あるいは国際基準との変換可能性のようなものを整理する必要があるのではないか。

それから、これは整理の話ですが、今回変更した背景にある考え方といいますか、あるいは国際基準からなお乖離を残すべき背景といいますか、国情の整理といいますか、そういうものについての認識をやはり整理して、何らかの形で示していくべきではないかといったようなことが、今日、議論したことではないかと思います。

また、仕事と職業、個人といった辺りの関係を整理して、この職業分類というのは何を目指しているのかということも、もう少し明確にすべきだといったようなことかと思えます。

漏らしている点はあるかと思いますが、御意見があれば、どうぞ。

よろしいですか、それでは、議題のその他のところで、今日は最初の部会だということで、今日の議論と関係のないことも含めて、今後の運営について、私にでも、あるいは事務局にでも御意見とか御要望とかいろいろあるかと思えますので、少しそういう時間を取りたいと思います。

どなたからでもどうぞ。

事務局から連絡事項があるようですので、皆さんが考えている間に、そっちの方を先にさせていただきたいと思います。

どうぞ。

岩橋専門官 それでは、2点連絡事項がございます。まず、次回の部会でございますが、4月30日の木曜日14時から、本日と同じく第2庁舎の6階特別会議室で開催いたします。

2点目といたしまして、席上に置かせていただいております日本標準職業分類、国際標準分類の冊子、それから基本資料のファイルは次回にまた席上に御用意しますので、そのまま置いていただきたいと思います。

以上です。

大守部会長 そのほか、何かございますでしょうか。また、何かあれば事務局なり私にメール等で御連絡いただければと思います。

西澤専門委員 小さいことですが、審議日程の中の審議項目ですけれども、第4回目が大分類のA、C、D、E、第5回目がF、G、I、Jとなっておりますけれども、これはちょっとバランスが悪いのではないのかなと思ひまして、どういうことかと言いますと、項目数から考えても第4回目の方がかなり多くなっています。

それから、Cの事務についても、D、Eそれぞれの大分類についても新しく中分類ができたりして、大分大きく変わっておりまして、一方、F、G、I、Jの方は、それほど大きな変更はありませんので、少しC、D、E辺り、あるいはAも含めてですけれども、第4回目の対象になっている分類項目をもう少しゆっくりと審議できるように、この4回目と5回目、少し入れ替えるというよりも、シャッフルして、新しく編成した方がいいかと思ひます。

大守部会長 わかりました。事務局に検討をお願いします。

會田統計審査官 ただいま西澤専門委員から御指摘のありましたところは、また御相談させていただきながら、各会の割当をもう一回検討することとさせていただきます。

それから、部会長の方から幾つかの観点から資料の御指示とかがありましたけれども、新しい分類と古い分類の対応等につきましては、いろいろ大分類でそれぞれ議論していきますので、それに合わせて出させていただく形にして、一括してというのは、なかなか難しいと思いますので、それぞれでやらせていただきたいと思います。

それから、一般原則的なところ、そういったものにつきましては、資料が準備でき次第、順次ということで、余り概念的なところで時間をとって細かい方がありますので、その辺はバランスを取ってと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

大守部会長 ほかにいかがですか。なければ、第1回はこれで終了したいと思います。第2回は、先ほどの話のように進めたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。